

「障害者控除対象者認定書」の発行について

「障害者手帳」等の交付を受けていない満65歳以上の方で、身体の障がい、または認知症の状態が一定の基準に該当する場合は、「障害者控除対象者認定書」を発行します。
所得の申告にあたり、この認定書を提示することで、「障害者控除」を受けることができます。

▶対象 次の1と2を満たす方

- 1 町の住民票に記載されている満65歳以上の方、または茨城町の介護保険第1号被保険者であること。
 - 2 介護保険制度の要介護認定(要支援1・2、要介護1～5)を受けており、町の基準に該当する方。
- ※「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」等の交付を受けている方は、手帳で障害者控除の申告ができますので、申請の必要はありません。

▶申請について

申請者 控除対象者(本人)または親族
受付期間 12月1日(月)～令和8年1月30日(金)
窓口 長寿福祉課(1階3番窓口)
持参するもの 介護保険被保険者証および申請に来る方の身分証明書(運転免許証等)
手数料 無料
交付 後日郵送(12月受付分は、令和8年1月以降送付予定)
 ※即日交付はできません。

【問合せ先】長寿福祉課 高齢者支援グループ ☎029-291-8407(直通)

消費生活
センター

火災の原因に!?

リチウムイオン電池の取り扱いに注意しましょう

私たちが日常生活で使用しているスマートフォンやモバイルバッテリー、ワイヤレスイヤホンや携帯用扇風機などには、**リチウムイオン電池**が使われています。このリチウムイオン電池使用製品による発火事故が頻発しているため、製品を使うとき、捨てるときのポイントをお伝えします。

- 事例1** スマートフォンのモバイルバッテリーが膨らんできている。危険性を感じとても怖いのだが、捨てる方法がわからない。
- 事例2** スマートウォッチを腕につけたまま寝ていたところ、深夜に突然発火して、腕にやけどをしシーツが焦げた。

⚠製品を使うときの注意ポイント

- ◇PSEマーク*がついているか確認しましょう。
※「電気用品安全法」に則り生産された製品に表示されているマーク
- ◇強い衝撃や圧力を加えたり、高温になる場所での使用・保管は避けましょう。
- ◇充電は、安全な場所で起きている時に。スマートウォッチもやけどの危険があるので必ず外して就寝を!



⚠製品を捨てるときの注意ポイント

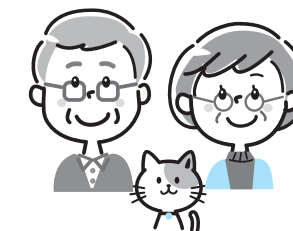
- ◇リチウムイオン電池が使用されているか確認し、廃棄する前にはなるべく電池を使い切りましょう。
- ◇リサイクル可能なものは、廃棄せずにリサイクルに出しましょう。
- ◇捨てる際には廃棄方法をしっかり確認!「茨城町 リチウムイオン電池 捨て方」で検索を。

困った時は早めに消費生活センター等に相談を!

【相談・問合せ先】茨城町消費生活センター ☎029-291-1690(直通)
 相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時(土・日・祝日を除く)
 消費者ホットライン ☎188(局番なし)

いい みらい

11月30日は「年金の日」です!!



厚生労働省では、「国民お一人お一人、『ねんきんネット』等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

この機会に、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」では、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

また、マイナポータルと連携することで、国民年金保険料の口座振替申出等の電子申請や確定申告で利用可能な控除申請書等の電子データの取得が出来ます。

ご利用については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ(ねんきんネット)

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

※「ねんきんネット」はマイナンバーカードをお持ちでない方も利用できます。



<国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!>

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、令和7年分の控除の対象となるのは、令和7年中(令和7年1月1日から令和7年12月31日)に納められた保険料となります。

なお、ご家族分の国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

日本年金機構から下記のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対象者
① 令和7年10月下旬から11月上旬にかけて	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
② 令和8年2月上旬	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(①の対象者は除きます。)

【問合せ・控除証明書の再発行依頼】

マイナンバーまたは基礎年金番号を用意してお問い合わせください。

ねんきん加入者ダイヤル(ナビダイヤル) ☎0570-003-004

※050から始まる電話でおかけになる場合は、☎03-6630-2525

水戸南年金事務所 ☎029-227-3251